

行政サービスの類型化に基づく受益者負担割合の基準作成について

【経緯及び実施スケジュール】

平成 17 年	11 月	長野市財政構造改革懇話会提言
平成 18 年	2 月	長野市財政構造改革プログラム策定
		↓
		行政サービスの類型化作業に着手
平成 19 年	7 月 23 日	行政改革推進審議会
		↓
		庁内でコスト算出作業及び受益者負担割合の基準（原案）作成
	11 月初旬	審議会へ諮問（受益者負担割合の基準作成について）部会設置
		↓
		部会による審議（月 1 回程度）
平成 20 年	5 月ごろ	市長へ答申（予定）

財政構造改革懇話会提言（H17.11）抜粋

第 6 財政構造改革で取り組むべき重点課題

1. 受益者負担の適正化及び給付水準の見直し

(1) 市民のコンセンサス（合意）

コストに対して料金を無料又は低く設定している場合や極端に利用者が少ない場合には、一般市民が税金でその利用者を助成していること、つまり、所得移転をしていることになるので、そのことに対する市民のコンセンサス（合意）が必要となります。

(2) 説明責任（立証責任）

行政サービスは、法令で決まっているものを除き原則有料とした上で、徴収コストや福祉政策の観点から無料にする必要がある場合には、立証責任を逆にし、なぜ有料化するのかではなく、なぜ無料化するのかを立証する必要があります。

また、扶助費等について、国の基準を超えて給付水準を高くしているものについても、なぜ高くしなければならないのか、同様に説明責任が求められます。

(3) コストの範囲と受益者負担割合

受益者負担割合は、減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにした上で、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案して決定することが必要です。

【市民と行政との役割分担及び受益者負担の適正化のための類型化モデル】

行政でなければできないものと民間でも実施可能なものを区分するために「市場性」を縦軸にし、「行政の裁量の余地（行政の責任）」を横軸にして、4つの領域で事務事業を類型化します。

その上で、市民の受益と行政の責任の度合いに応じて受益者負担割合を決定していきますが、行政が責任を持って実施しなければならない度合いが最も強く、かつ、市場性がないものについては、公営事業等利用者の料金によって経費を賄うものとされているものを除き、基本的には全額行政が負担することが期待されています。これに対し、行政の裁量の余地が最も大きく、かつ、市場性があるものについては、全額受益者が負担することを基本とします。

また、それらの中間に位置する領域では、コストの半分程度を一応の目安として、縦軸、横軸の度合いの濃淡に配慮しながら負担割合を決定していきます。

行政サービス類型化と受益者負担のイメージ

